

苫小牧市教育委員会会議録

会議区分	苫小牧市教育委員会 第1回定例委員会				
日 時	平成19年1月26日 自 15時02分 至 16時52分				
場 所	苫小牧市役所庁舎9階第1委員会室				
出席委員	委員長 吉本俊憲 委員 鈴木正樹 委員 佐藤郁子 委員 佐藤守 委員 山田真久				
欠席委員					
会議録署名委員	鈴木委員				
会議録作成職員	総務課総務係主事 上川裕樹				
事務局職員	学校教育部長 小玉孝幸 スポーツ生涯学習部長 今田和史 総務課長 照井進 総務課副主幹 池渕雅宏 総務課総務係主事 上川裕樹				
会議案件	別紙のとおり				
会議の経過概要	別紙のとおり				

1 委員会開会の宣言（吉本委員長） …15時02分

2 会議録署名委員の指名（鈴木委員）

3 報 告（山田教育長）

・ 15日に中学校、17日には小学校の始業式が行われ、受験と別れの三学期が始まつた。早速中学校では高校入試の願書受付が始まったところである。

・ 2月3日からは800名もの選手が集まり、全国中体連のスケート大会が開催される予定で、事務局の沼ノ端中学校など関係の先生方は大変多忙な毎日となっているが、遠来の選手を暖かく歓迎するとともに、たくさんの市民や子どもたちに応援していただきたいと願っているところである。特にアイスホッケーは市内3チームが出場するので、大いに盛り上がるものと期待している。この興奮が8月に開催される第2回氷上の甲子園、高校選抜大会への刺激となり、子どもたちの関心が高まることを期待している。併せてフィギュアスケートもレベルが高く見ごたえもあるので、室内リンクが多い本市の環境を生かして、苫小牧の出場選手が今後増えることを希望している。

・ 昨年は、子どものいじめを起因とする自殺事件が連鎖反応的に相次ぎ、加えて文部科学大臣宛などに届いた自殺予告の手紙により、大臣や知事、教育長などの緊急メッセージの発表、発信先の割り出し調査に振り回されるなど、大きな社会問題になった。冬休みに入り、少し平静を取り戻したが、一方で新年早々、幼児虐待が報道され、続いて歯科医の家庭で悲惨な事件が起こり、特殊な例だと思いながらも、「家庭崩壊」という深刻な社会問題があることは否定できず、やるせない気持ちでいる。

10日には山形県で小学5年生が始業式当日に学校の体育館トイレで自殺し、原因は不明だが、すぐに自殺に走ってしまう子どもの短絡的な感情には、残念としか言いようがない。

- 本市においても、緊張感を持って子どもの様子を見つめ、予兆の発見に努めるべく、先の校長会議では、「子どもの健康状態や登校渋りなどの現状把握に努めること、朝の挨拶や会話などで積極的にふれあいに努めること、教師による休み時間の校内巡視を行うこと、靴隠しや所持品のいたずらや紛失などがないか、小さな変化にも気づく感性を持つよう、先生方に呼びかけて欲しい」と話したところである。

[1] 道教委のいじめアンケート第1次集計について

- 独自調査を行った札幌市を除く道内の小・中・高・特殊学校等の全児童生徒で、今もいじめられているという回答は20,303人、全体の4.8%と公表された。本市の中学校では857人で5.8%だった。この857人の内訳は小学生が82%、中学生で18%となっている。詳細は後ほど、村上指導室長よりご報告申し上げる。
いじめの内容は、小学校で悪口・暴力・仲間はずれが多く、中学校では悪口・冷やかし・無視が多く見られた。詳細の分析結果の発表は3月と聞いているが、いずれにしても、今一度自校の実態を踏まえて再チェックや対策を講じるよう通知している。
- 今回の数字は教師が把握している数よりも多いが、単なる意地悪・喧嘩など過性のものもあり、数字だけでは判断できない部分もある。しかし、いじめはいつも・どこでも起きるものであり、学校として子どもはもとより保護者といじめ相談など、連携を密に真摯に受け止めて解決のために努力することが必要である。信頼関係の中で加害者への指導も含めて解決を図るよう支援しなければならないと受け止めている。
- いじめ問題の調査に関わって、教職員組合本部が協力しないよう支部に指導していたとの問題が報じられたが、本市ではこうした事態はなかった。

[2] 卒業式の国旗掲揚・国歌について

- 従来からの市教委の考え方ではなく、学習指導要領に基づく各学校の教育課程の適切な実施が基本である。社会科や音楽の時間に意義を指導し歌を覚えさせ、特別活動の儀式的行事という実践の場で、国旗や国歌を尊重する望ましい態度の育成を図るものである。
- これは卒業式当日だけの問題ではなく、教育課程実施の責任者である校長は、指導の実態を把握する必要があり、市教委は教育課程実施の結果報告を求めている。指導する立場の教師は、職務を遂行する義務があるため、保護者など一般の参加者は立場が違い、儀式の妨害は教育公務員としての信用失墜行為に当たり、処分されることを自覚するよう指導をお願いしている。
- 今年は東京都教委の処分についての判決や道人事委員会の裁定が示されたことから、先生方から色々な考えが出てくると思われる。いずれにしても、校長が実施するという基本姿勢を崩さず、後戻りすることなく粘り強く理解と協力を図るよう、市教委としても支援していきたいと考えている。

[3] 教育再生会議の第一次報告について

- 安倍首相の「美しい国日本の創造」は教育改革からの思いが、改正教育基本法の成立に続いて、今回第一次報告として合意に至ったものである。12月の事務局素案段階では明言を避けていた内容、例えば「ゆとり教育の見直し」が盛り込まれている。
- 提言の内容を巡って、学校現場・教育評論家・市民・各団体などから様々な意見が出ている。もう少し時間をかけるべきとの声もあるが、今回の第一次報告で示されたもので、法改正が必要なものは、順次通常国会に提案されるので注目したい。

- 委員さんには別紙資料を用意させていただいたが、《当面の取り組み～7つの提言》と《4つの緊急対応》及び《今後の検討課題》から構成されている。本日、後で概略を研修としてご説明したいと考えている。

(この後、村上指導室長より、道教委のいじめアンケート調査結果速報値の補足説明)

- この調査は、札幌市を除く道内すべての市町村の小中高校生、特殊学級の生徒も含む46万人を対象に道教委が12月に行ったものである。今回はいじめ実態調査速報値ということで、1月24日の道教育委員会の定例会で報告した後、マスコミ報道がされたものである。

- 調査方法は、学校名・学年のみ記入で、その他は無記名での回答となり、各学校では、調査した回答用紙は封をしたまま道教委に送り、道教委が直接開封して集計するという形を取っているので、中身を見るることはできない状態であったことをご理解いただきたい。

- 今回、速報値として公表されたものは、「今もいじめられている」と答えた児童生徒の数である。全道で小学生14,867人、在籍する全児童の7.6%、中学生3,188人、在籍する全生徒の3.1%という結果になった。全体で4.8%というのは、小中学校で分けないきちんとした数字が出ないので、前述の小中で分ける方が比較しやすいと思われる。

- 道教委では、速報値以外の詳細な結果については、現在集計中ということで、教師の取り組みに対する調査ということも行っているなど、子どもたちに具体的なことを聞いていたりしているもので、これについては2月に中間発表で、3月に正式発表されるという日程になっているが、それについてはまだはつきりはしていない。

・ この調査における本市の結果について、「今もいじめられている」という児童生徒は 857 人で、小学生が 704 人、在籍する全児童の 7.2%、中学生が 153 人で、在籍する全生徒の 3.0% になっている。「どのようないじめをされましたか」という調査項目に対しては、小学校・中学校ともに突出して多かったのが、「悪口を言う」で、その次には小中で分かれるが、小学校は「暴力を振るう」、「仲間はずしにする」が多い。中学校では「無視をする」、「冷やかし・からかう」が多い。

これについては、具体的に「無視をする」、「持ち物を隠す」、「悪口を言う」、「暴力を振るう」、「仲間はずしにする」、「冷やかし・からかう」、「わざとお節介や親切の押し付けをする」、「人がやりたくないことをさせる」、「心が傷つく内容の電子メールなどを送る」という 9 項目の中から複数選んで良いことになっていて、一人の子どもが一つのこととは限らないと思われる。市教委に伝えられているのは、いじめの件数とどのようないじめに印をつけたのかという部分のみである。

・ 小学 4 年生までで 562 人が答えている。半数以上が小学校中低学年である。学年が上がるにつれて件数が減ってくる傾向も見受けられる。指導室では 16 日の校長会で、教育相談を含めて早期発見・未然防止に努めるなど、適切に対応するよう各学校に指導を終えている。各学校では教職員に話をしながら、早期発見・早期対応ということで進めてきているところである。

・ 今後、道教委は時期を見て、詳細な結果を公表するとしているが、その集計結果を勘案して適切に対応していくなければならないと考えている。

(吉本委員長) ありがとうございました。教育長及び村上指導室長からいじめに関する実態調査等々の中間報告があり、2 月から 3 月にかけて道教委の方から改めて報告・通知があると認識していますが、現時点で村上室長の方から数字を含めてご説明がありました。各委員さんにおかれまして、現時点での話

ですが、何かご質問やお気付きの点がありましたら、はい、佐藤委員さん。

(佐藤守委員) 緊急に対応しなければならない事例はあったのでしょうか。

(村上室長) 基本的に回答用紙は匿名になっていますので、具体的に「私はいじめられています」とあったのは、事前に2件ほど来ていて、その学校で対応してもらい、対応ができているとの報告がされています。

(佐藤守委員) ありがとうございます。

(吉本委員長) よろしいですか。他にありませんか。

(鈴木委員) 調査の結果、中学校では153名、3%くらいということなのですが、数字が道教委の方から来た時に、先生たちは思っていたより少ないと感じているのか、多いのか、その考え方で随分と変わってくると思うのですが。

(村上室長) 先生方に、多いですか少ないですかという質問をしていないのではっきりしませんが、この調査は先程申し上げましたとおり、無記名であること、それから、どういう経緯でつけられているかわからない部分があつたりしまして、例えば、この悪口というのがどの程度の悪口なのか、わからないのです。

ただ、件数について先生方は真摯に受け止めていると思いますから、件数があるということを認識しながら、子どもの指導に対応しようと、その後、私のところへ何人か校長先生が来られて「教育相談を来週から始める」という学校もありましたし、それぞれの形で担任に「よく見なさい」といった指導をしているところもありますし、色々ありますから、多いか少ないか、その数字をそのまま受け止めたのではないかと私は考えております。

(鈴木委員) わかりました。

(教育長) 確かに学校の先生をとおして、今まで私たちが調査をして挙げたものは、文部科学省の定義で深刻になっているものについて挙げてくださいというような形で行っているものですから、前にもお話ししたとおり、十数件ということで、これは先生方の目から見るとこの程度しかなかったと思いま

す。今回、こういう数字が出て、中学校153件というのは、市内の学校数で割れば、平均にして十数件ずつ学校にあるとすると、1年生から3年生まで十数人ということは、先生の目のつかないところではあるだろうということで、想定内ではあるかなと思いますが、その数字が良いとか悪いとかいう問題ではないですから、もう一度チェックできるものはチェックしてくださいということで対応していると思います。

(鈴木委員) テレビやマスコミ等の報道を見ていますと、いじめ自体を把握することは非常に難しいという先生方の感じなのですが、確かにそうだと思うのです。こういう結果報告を見ますと、例えば、学校の外、体育館の裏とかに連れて行っていじめるような、全く先生の目が届かないところでかなり多いのではないかという気がします。

(吉本委員長) この調査というのは、確かに無記名で行っていますし、子どもの受け取り方、例えば小学校1年生でもいじめに対する認識は個々に違うわけです。そういう意味では、全体がいじめと少なくとも認識しているそれぞれの数字ですから、今後、これを道教委が解析をしてある程度分析したものが出るだろうと思いますが、少なくともどんなレベルであっても、小学生では704名でしたか、中学生で153名という子どもたちが、自分の心中でいじめと感じているということです。そういう実態が事実あるということで、今後の道教委の分析結果を用いて、それぞれの現場でどのようにして対応していくかだろうと思います。

(教育長) 今回、発表されていない中に「あなたはいじめをしたことがありますか」というものもありますし、「いじめをなくすにはどうしたらいいですか」という記述式のものもあるのです。それは記述ですから、集計するのにかなりの時間がかかるものと思います。そういう子ども達の今のおかれている部分がもう少し次の発表では具体的に出てくるのではないかというふうに思います。

(佐藤郁委員) 小学生の方が中学生に比べると多い、学年数も多いのですが、いじめを受けることについて、自分が対処できないということが原因であるとも思うのです。

学校の対応として特に小学校の1年生から4年生まで、中学校と分けて考えていると思いますが、深刻なのは中学校の方だと感じます。

そういう差をつけると言うか、個別にこう行うと考えて準備されているのでしょうか。パーセントとか数というのは、説得力がありそうですが、具体的ではない。中学生の数が少ないとしても、非常に深刻なものもあると思うのです。

ですから、先生方が相談室を設けてこれから対応しますといった時に小学校1年生から4年生までの括りが一つあるのですが、大きく分けると3種類の対応ということになっていくんだろうと思うのですが、具体的にどうしようかとか中学校はここを重点にとか、そういうような計画というか話し合いみたいなものはされているのでしょうか。

(村上室長) 一般的に、低中学年はわりと家に帰って家族に言うのです。保護者から学校に相談され、先生が指導する場合、どちらも自分の生徒ですから、時には喧嘩両成敗ということもあります。ただ、喧嘩が継続される場合は留意していかなければならぬと思っています。

中学生は、1年2年3年と見て、3年生の方が少なくなっています。思春期になっているため、いじめが発見しづらくなっています。我々教職員は日常的にアンテナを張り巡らせて、休み時間、必ず廊下で誰かが見ているとか、そういう対応をしています。複数の目で見て、アンテナを上げていじめを発見するということが最も大切な対応だと思います。

また、昨年のパンフレットの中でふれましたが、家庭の中で会話が普通にできていければ、それほど深刻にはならないし、そういう親子関係になっているかどうかということが大切だと思います。

(佐藤郁委員) いじめている側に対しての考え方とか、今までいじめることは悪いのだけれども、いじめられる側にも問題があったのではないかと言われていた時代もありましたが、いじめていた人が今度はいじめられる側に変わる可能性が以前よりも多くあると思うのです。ですから、調査で数も変わってくると思いますが、今までいじめられていた側が「なんだ、そうかいじめる側だってみんなが見ているんだ」ということになってくると、あまり深く考えない学年であれば、自分の感情に赴くままに変わっていく可能性はあるのではないかと思うのですが、次回の集計の時にでも変化が出てくれば、教えていただきたいなと思います。

(村上室長) 今もお話ししていただいたご指摘のとおりだと思います。いじめの中で、仲間はずれというのが多いのですが、はずされる対象は子どもたちの関係の中で、時には変わっていくのです。子どもたちの関係は固定されているということではなくて、流動的であることなのだと認識をしっかりと持つていかなければならない。

(佐藤郁委員) 流動的なところがありますので、出たとこ勝負みたいなところも必要だと思いますけれども、何か変化があれば教えていただきたいと思います。

(村上室長) わかりました。

(吉本委員長) 今、村上室長から報告のありました件に関しては、その結果を新たに踏まえて議論させていただくということでよろしいでしょうか（一部「はい。」の声）。教育長の報告ということ全般ですが、他に何かありますか。

(佐藤守委員) この全道の調査は毎年行うのでしょうか。

(村上室長) それについては、まだはっきりしておりません。

(佐藤守委員) 苦小牧独自でまた行う考えはあるのでしょうか。

(教育長) その辺もまだ結論を出しておりません。道教委が毎年行うかどうかもまだわかりません。

(佐藤守委員) わかりました。

(教 育 長) 今回、困っているのは、単独で行ったところが、全然道教委と違う中身で行っていますから、数字が比較できないのです。ですから、困っているところもあると思います。それをマスコミに発表されてその違いは何だみたいなことが出てくると思います。

(吉本委員長) なるほど、そうですね。

私の方から一つ、先程、教育長の方からお話しがあったとおりだと思いま
すが、例の北教組の調査に対する妨害といいますか、無視といいますか、
これは少し難しい部分があるかもしれません。

教職員というのは学校の運営とか管理の問題があるかもしれません、小
樽のような事例がもしあったとすれば、非常に残念なことでして、そういう
うことにイデオロギーが持ち込まれるということは、少々許せないと思つ
たのですが、教育長の言葉どおり、苫小牧ではスムーズに道教委の調査に
対して協力的に進んだということによろしいですね。幸いにもないとい
うことですので、良かったと思います。

(教 育 長) 私自身がマスコミ報道でそういうことがあったのかと気づいたくらいです
ので、全く耳に入っていませんでした。

(吉本委員長) そうでしたか、そういうことで潤沢にこの調査が行われたということで、
何か、この他、教育長の報告を含めてご質問はございませんか。よろしい
ですか (一同「はい。」の声)。それでは、以上を持ちまして、教育長及び
村上室長の報告に対しての質疑応答を終わらせていただきます。

4 議 案 審 議

議案第1号 教職員の処分内申について

(人事案件のため、秘密会とする旨議決する)

一 議決後、全国マーチングバンド・バトントワリングフェスティバル金賞

受賞報告に啓明中学校プラスバンド部來訪、委員と懇談のため、一時中断 一

5 意見交換

(吉本委員長) ここからは意見交換の場ということですが、今日は各委員さんからこのよ
うなことで意見を交流したいというテーマがあれば、お受けしたいと思
いますが。はい、佐藤守委員さん。

(佐藤守委員) 前にも話題に出たと思いますが、給食費の滞納の関係で今回、北海道のワ
ーストに上がっていたということで、対応を考えていかないとまたどんど
んひどいことになっていくような気もするのですが、何か対応策というの
は、今の段階で考えているものはあるのでしょうか。

(小玉部長) 現在、考えていることは現場の方へ指示しているのですが、今年から口座
振替という形で機械管理されている中で、各児童の未納状態がこちらでわ
かります。

対策として考えているのは、長期に連続して滞納している世帯をまず一度
電話をするということで、抽出作業をするよう指示していまして、2月中
には電話催告をすることになります。

現年度の収納率が96%くらいで北海道の中で一番悪いはずです。その中
で少なくとも2%ぐらいはアップするような対策をとらないといけないの
ですが、シルバー人材センターの方に、そういう抽出家庭世帯に接触して
いただいて、今、本当に生活困窮なのか、親の規範意識なのか、その辺が
何なのか払えない原因をまず分析したいと思っています。

それには、接触しないとダメですから、例えば、自分の家を持っていると
か、車を持っているといった資産状況をシルバーさんに報告してもらいま
して、さらに接触していく中で、支払いの感触を得たものについては、待

とうと考えています。

そこで、感触がないものについては、督促行為は行っていますけれども、税金でいいましたら赤紙という形で、最終的には新聞でご存知でしょうねけれども、根室市で裁判所に申立てをして法的手続きを取るというような形になると思います。

我々もそれも検討しなければならない中で、だんだん厳しい形で段階を踏んで、最終的には資産がありながら、それに応じていただけないという方には、そういう形を取らざるを得ないのかなと考えています。

財政部局とも話をさせていただいていますけれども、現在、シルバー人材センター1人なのです。何とか増員するような形でできないのか、財政に投げかけております。

全国的には、沖縄が低いみたいですが、苫小牧も相当低いと思うのです。その中で何とかポイントをアップするように、19年度には必ずそれをしなければならない、18年度の今の時期から、残っている期間からでも行いたいと思っています。

(教 育 長) 基本的に、学校給食法によって、自治体が給食を行っていくということが日本の伝統みたいになっていますので、いくらうちの子どもは食べさせたくないと親が言ったところで、システム上こうなっているわけですから、問題は受益者負担というか、食べたものは当然支払うという意識に立っていただきたい。法的措置というものは、当然考えなければならないのですが、いきなり法的措置にはならない。そのためには、何度も何度も呼びかける。この繰り返しを行ってもだめだという時に、初めて法的措置というものが出てきますから、今までも督促状的なものは出していましたし、シルバー人材センターの回収作業も行っていましたが、これは、前年度支払っていない分の回収作業を行っていて、今年度分も4月からずっと払っていない。これを来年度になって初めて請求すると、二重に親が負担するこ

とから、ますます大変なのです。そういうことを考えますと、何度も足しげく通うとか、文書を出すとか、そういうことをきちんと行っていこうということで、今考えているところでございます。

(吉本委員長) まさに、教育長のおっしゃる通りだと思います。ただ、物には限度があるので、前段で色々と努力することがあっての小玉部長のお話のとおりだと思いますけれども、限界がありますし、学校給食会の会長は教育長ですし、役員の皆さんも変わっていく中で、色々な情報もまた入ってくるのだろうと思いますし、この中で鋭意努力をしていただきたいということで、いいですか、佐藤守委員さん。

(佐藤守委員) 減免措置というものがありますが、全額減免とか収入に応じて、この周知というのは各学校を通して行われているのでしょうか。

(小玉部長) まず生活保護の方については、生活保護法で給食費というものがカウントされて、原則は本人に支給されます。本人に支給すると、中には違うところに使ってしまう方もいるので、保護課には一応、給食費という形で生活保護の中に入っていますから、それは、きちんと納めてくださいという指導をお願いしております。保護課で独自に徴収してこちらに回すことは、あくまでも保護者の自助努力の中で生活ができるようにするために、そこで始めから徴収してしまうことはだめだという厚生労働省の通達があるので、できることになってしまいます。あくまでも、保護課の中で指導してもらうしかないということになっています。

それから、もう一つの生活困窮者、生活保護者でない準要保護といわれる人たちなのですが、生活保護者の1.3倍の収入までは準要保護として、税の方で負担させていただいている。つまり、ある程度の階層までは、すべて税金で措置されています。それ以上の方で生活困窮の方がまだいるのかもしれませんし、生活に余力があっても、先程言いました親の規範意

識と言いますか、義務教育は無料だということで給食費を払わないみたい
なところがあります。生活がある程度のレベルであれば、そういう措置を
しておりますので、支払っていない方については、足しげく通ってお支払
くださいと言うしかないのではないかと思います。

(吉本委員長) よろしいですか。

(佐藤守委員) ありがとうございます。

(吉本委員長) それでは、他に何か委員さんの方で提案の課題をお持ちの方がいれば、お
聞きしますが。はい。

(佐藤守委員) あの、もう一つすみません。2月の議会で予算になると思うのですが、当
初、前に立てた5ヶ年計画（学校整備計画）、学校の改築もありますね、あ
の計画に財源というのは、あの時色々と書いてあったと思うのですが、あ
れは順調にいきそうでしょうか。まだわかりませんか。

(小玉部長) 来年度予算に関わりますので、詳しい話はまだできませんが、議会の関係
もありますので、あの計画に載っていた事業について、金額は別として、
できる体制はとったつもりでございます。

(吉本委員長) ということでご理解いただきたいということです。

(佐藤守委員) わかりました。

6 その他の事項

[1] 教育再生会議の第1次報告の概要について（山田教育長より説明）

- ・ 教育再生会議第1次報告「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」を各
委員に配布。全部で27ページ。時間の関係で概略のみ説明。
- ・ 内閣府のホームページに掲載されている。文部科学省では掲載されていない。

・冒頭は「第一次報告に当たっての基本的な考え方」として、前半部分は教育再生会議が昨年10月に発足してから、教育のあり方を見直す作業を進めてきたということ、我が国が永年培ってきた倫理観や規範意識を子供たちに確実に身に付けさせることや世界最高水準の教育を達成しなければならないとしていて、後半部分では、今日の学校教育の問題についての事例をあげて、最後に教育の機会の平等、教育格差を生み出してはいけないということで、良い教育を受けられるようにしていきたいと謳っている。

・続いて、「美しい国、日本」を目指して」ということで、悪平等、形式主義、閉鎖性・隠蔽主義などについて議論し、社会総がかりで教育を再生しなければならないとしている。今回は第一次ということで、急がなければならないものについて、取り上げており、今後は5月に第二次の報告を、12月に第三次の報告をまとめていく予定となっている。

・教育再生のための当面の取組として、以下7つの提言と4つの緊急対応を挙げている。

提言1 「ゆとり教育」を見直し、学力を向上する

塾に頼らなくても良い学校、授業時数を10%増やす、薄すぎる教科書の改善に伴う学習指導要領改訂、全国学力調査、習熟度別指導の拡充など

提言2 学校を再生し、安心して学べる規律ある教室にする

いじめの相談体制の抜本的拡充、いじめている子供に対し出席停止制度を活用、警察等との連携、暴力など反社会的行動を繰り返す子供に対する毅然たる指導など

提言3 すべての子供に規範を教え、社会人としての基本を徹底する

家庭・学校・地域の責任、「道徳の時間」の確保と充実、高校での奉仕活動の必修化、大学の9月入学の普及促進、体験活動の充実など

提言4 あらゆる手立てを総動員し、魅力的で尊敬できる先生を育てる

社会の人材を活用、頑張っている教員の支援(メリハリのある給与体系で格差など)、不適格教員を教壇に立たせない、教員養成・採用・研修・評価・分限の一体的改革(実効ある教員評価・指導力不足認定・分限厳格化)、教員免許更新制の導入など

提言5 保護者や地域の信頼に真に応える学校にする

第三者機関による外部評価・監査システムの導入、副校長・主幹の新設、民間人の校長登用など

提言6 教育委員会の在り方そのものを抜本的に問い合わせ直す

教育委員会の閉鎖性、形式主義、責任感のなさ、危機管理能力の不足、委員の高齢化、名誉職化といった弊害を取り除くとして、以下5つの項目で提言。

(1) 教育委員会の問題解決能力が問われている。教育委員会は、地域の教育に全責任を負う機関として、その役割を認識し、透明度を高め、説明責任を果たしつつ、住民や議会による検証を受ける

教育委員一人ひとりの活動状況や人事案件を除き個別案件への賛成・反対の結果を公表する、住民や議会の検証を受ける、活動状況を毎年議会に報告する、委員長の持ち回り互選を止める、教育委員会の計画的研修を実施するなど

(2) 教育委員会は、いじめ、校内暴力など学校の問題発生に正面から向き合い、危機管理チームを設け、迅速に対応する

外部専門家などからなる危機管理チームを設けて学校に派遣して問題解決や支援を迅速に行う、いじめの実態調査を定期的に実施して結果を公表し議会へ説明する、必要に応じて校長・現場教員・子供からのヒヤリング調査を行う、いじめを放置・助長したりいじめに加担したりした教員に対して目に見える措置を講じその内容を住民や議会に公表するなど

(3) 文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校の役割分担と責任

を明確にし、教育委員会の権限を見直す。学校教職員の人事について、広域人事を担保する制度と合わせて、市町村教育委員会に人事権を極力、委譲する国はそれぞれの責任と権限のあり方について予算や人事など具体的項目を検討する、極力市町村教育委員会・学校に権限を委譲して分権を進める、国は教育の成果や履行状況をきちんと検証する、教育委員会に対する国の関与を強める、学校の外部評価の制度化に合わせて教職員人事に外部評価の結果を反映させる仕組みとする、教育の事務について「必要な指導・助言・援助」と「必要な指示」ができる規定を適切に活用するなど

(4) 当面、教育委員会のあるべき姿についての基準や指針を国で定めて公表するとともに、第三者機関による教育委員会の外部評価制度を導入する教育委員会の外部評価制度を導入して国（又は国の独立行政法人）や評価委員会が教育委員会に対し勧告権等を持つなど

(5) 小規模市町村の教育委員会に対しては、広域的に事務を処理できるよう教育委員会の統廃合を進める

人口5万人以下の小規模市町村には原則として教育委員会の共同設置を求める

提言7 「社会総がかり」で子供の教育にあたる

「家庭の日」を利用した多世代交流、食育の推進、子育て支援窓口の整備、地域全体で子供を守り育てる（放課後子どももプラン、教育コーディネーターの活用）、企業の教育参画（学校への課外授業講師の派遣、子供の就業体験等の積極受入れ、休暇制度の改善・充実）、有害情報から子供を守るなど

【4つの緊急対応】

(1) 暴力など反社会的行動をとる子供に対する毅然たる指導のための法令等でできることの断行と、通知等の見直し（いじめ問題対応）【18年度中】

(2) 教育職員免許法の改正（教員免許更新制導入）【平成19年通常国会に提出】

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（教育委員会制度の抜本改革）【平成19年通常国会に提出】

(4) 学校教育法の改正（学習指導要領の改訂及び学校の責任体制の確立のため）
【平成19年通常国会に提出】

- 今後の検討課題として以下のとおり書かれている。

「教育内容の改革」では、学習指導要領の改訂、小学校の英語教育のあり方をどうするのか、学校週5日制の見直し、反社会的行為に対する予防的プログラムやマネジメント方法の導入、出席停止になった子ども達を立ち直らせるための教育施設・指導のあり方など

「教員の質の向上」では、大学における教員養成の充実、卒業した後の評価システムの導入、採用システムのあり方、教員への処遇・顕彰のあり方、外国語教育の強化のため外国人を教員に採用するなど

「教育システムの改革」では、学校・教育委員会に対する第三者機関等による外部評価・監査システムのあり方、校長の人事・予算・教育内容の権限のあり方、教育委員会の事務権限などを首長に委譲する取組の推進、幼稚園から大学までの教育システムの見直し（子供の能力を伸ばす、飛び級制度、留年制度、大学9月入学の検討、卒業の認定の厳格化など）、教育環境の整備（学校・家庭・地域の連携や地域特性に留意した学校選択の結果を踏まえた予算配分、厳しい状況にある困難な課題を抱えた学校への特別支援）など

「社会総がかり」での全国的な参画」では、親に学んでもらうなど、親を支援する諸制度の充実、学校や学校運営協議会・地域で教育や子供の問題を取り組む組織等に対する寄附税制のあり方などが書かれている。

(吉本委員長) ありがとうございました。非常にホットな教育再生会議の報告です。新聞にも少し出していましたが、これだけ教育長の方で用意していただいてありがとうございました。私も皆さんもそうでしょうが、じっくりとこれを見させていただいて、今、第一次とはいえ、基本的なことが出てきています。これから変更も出てくるでしょうが、何を目指しているのかというのは、じっくりまた目を通してお互いに勉強いたしましょう。

それでは、その他はこの辺でよろしいでしょうか。

(一同「はい。」の声)

7 委員会閉会の宣言(吉本委員長) …16時52分

以上のとおり会議の概要を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。